

## 広島経済大学経済学会会則

**第1条** 本会は、広島経済大学経済学会と称し、事務所を広島経済大学（以下「本学」という。）に置く。

**第2条** 本会は、経済学・経営学及び関連諸学に関する諸問題を研究及び調査することを目的とする。

**第3条** 本会は、前条の目的を達するために次の事業を行う。

- (1) 経済研究論集及び研究論集の編集並びに刊行
- (2) 研究集会及び講演会の開催
- (3) その他、本会の目的を達成するための事業

**第4条** 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 普通会员は、本学の教員・大学院学生及び学部学生とする。
- (2) 特別会員は、本会に入会を特別に希望する者で、評議員会の承認を得た者とする。
- (3) 賛助会員は、本会のために特別の援助を与える者とする。

**第5条** 本会を円滑に運営するため、次の役員を置く。

- (1) 会長は、学長がこれにあたり、本会を代表して会務を統括する。
- (2) 副会長は、学部長がこれにあたり、会長を補佐する。
- (3) 評議員は、全教員をもって評議員会を組織し、本会の運営を行う。
- (4) 幹事は、地域経済研究所委員会委員をもって幹事会を組織し、本会の事業を推進する。
- (5) 会計は、事務局長とする。
- (6) 会計監査は、評議員2人をもってあてる。

**第6条** 会員は、次の会費を納入する。

- (1) 普通会员の教員は、年額2,000円を納入する。
  - (2) 普通会员の大学院学生は、前期入学時に3,000円を納入し、後期入学時に4,500円を納入する。
  - (3) 普通会员の学部学生は、入学時に6,000円を納入する。
  - (4) 特別会員については、別に定める。
- 2 納入された会費は、返却しない。

**第7条** 会員は、経済研究論集及び研究論集の配布を受け、講演会、研究集会等に参加することができるほか、研究及び調査の活動を行うに必要な便宜が与えられる。

**第8条** 本会の運営を円滑に行うため、評議員会を年1回開くものとする。

**第9条** 本会に関する事務は、地域経済研究所で取り扱う。

**第10条** 本会則の改正は、評議員会の承認を要する。

### 附 則

この会則は、昭和42年4月1日から施行する。

### 附 則

この会則は、昭和52年4月1日から施行する。

### 附 則

この会則は、昭和63年4月1日から施行する。

### 附 則

この会則は、平成3年4月1日から施行する。

### 附 則

この会則は、平成9年4月1日から施行する。

### 附 則

この会則は、平成9年12月1日から施行する。

### 附 則

この会則は、平成11年4月1日から施行する。

**附 則**

この会則は、平成12年6月8日から施行する。

**附 則**

この会則は、平成16年6月10日から施行する。

**広島経済大学経済学会申合せ事項**

- 1 幹事会の長は、地域経済研究所委員会委員長がこれにあたる。
- 2 幹事会に論集編集委員会を置き、編集委員会は幹事が兼務し、第3条第1項第1号の事業を行う。

(平成12年6月8日 経済学会評議員会で決定)

(平成16年6月10日 改正)